

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

鈴鹿市上下水道局管理規程第6号

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程（平成10年鈴鹿市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第8条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第11条</u> ）
第2章 旅費（ <u>第9条—第21条</u> ）	第2章 旅費（ <u>第12条—第25条</u> ）
第3章 雑則（ <u>第22条—第25条</u> ）	第3章 雑則（ <u>第26条—第28条</u> ）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（用語の意義）	（用語の意義）
第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、 <u>当該各号に定めるところによる。</u>	第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、 <u>当該各号の定めるところによる。</u>
（1）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（ <u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所</u> ）を離れて旅行することをいう。	（1）出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。
（2）赴任 <u>新たに採用された職員（国若し</u>	

くは他の地方公共団体の職員であった者で
引き続いて採用されたもの又はこれらの職
員としての身分を保有したまま採用された
者のうち、管理者が特に必要と認めた者に
限る。）がその採用に伴う移転のため住所
若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転
任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転
のため旧在勤地から新在勤地に旅行するこ
とをいう。

(3) 家族 職員の配偶者（届出をしないが
事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母
及び兄弟姉妹で主として職員と生計を一に
しているものをいう。

(4) 略

(旅費の支給)

(2) 略

(3) 公用車 鈴鹿市上下水道局（以下「局」
という。）が所有する車（市有の車を含む。）
及び他の公共団体等が所有する車をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場
合には、企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）に規
定する給料表による当該級の職務（当該給料
表の適用を受けない者については上下水道事
業管理者（以下「管理者」という。）が定め
るこれに相当する職務）をいうものとする。

3 この規程において「何々地」という場合に
は市町村の存する地域、都の特別区の存する
地域にあっては全ての特別区の存する全地域
をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該家族を含む。以下この条において同じ。）が、次条第3項の規定により出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額のうち第22条第4項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げるものを旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第9条第1項各号及び第3項、第10条第1項各号、第11条第1項各号並びに第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額（鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し 手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額に限る。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該出張についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。）を旅費として支給することができる。

を受けることができない額又は所要の取消
手続をとったにもかかわらずなお支払う必
要がある額を比較し、当該各費用ごとのい
ずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞
在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）
及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分
を除く。）については、当該各種目につい
て、第13条、第14条、第16条、第17条及び
第18条第1項並びに第7条の規定により計
算した額と現に支払った額で所要の払戻手
続をとったにもかかわらず払戻しを受ける
ことができない額又は所要の取消手続をと
ったにもかかわらずなお支払う必要がある
額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少
ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料そ
の他の出張命令等の変更等に伴い支給する
必要があるものとして出張命令権者が認め
た額

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に掲げる額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に掲げる額を旅費として支給することができる。ただし、その額は、現に喪失した旅費の額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費の額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該出張について購入したものを含む。以下この号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の出張を完了するためこの規程により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

(出張命令等)

第4条 出張は、出張命令権者の発する出張命令等によって行わなければならない。

2・3 略

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令個票に当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示して行うものとする。ただし、出張命令個票に記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更することができるものとする。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに出張命令個票に当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。

(1) 現に所持していた旅費の額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該出張について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の出張を完了するためこの規程により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(出張命令等)

第4条 出張は、管理者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令等によって行わなければならない。

2・3 略

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令個票（第1号様式）に当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示して行うものとする。ただし、出張命令個票に記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更することができるものとする。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに出張命令個票に当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。

5 略

6 第4項に規定する出張命令個票の記載事項及び様式は、別に定める。

(出張命令等に従わない出張)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 略

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当拒否着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、次章に定めるところによる。

5 略

(出張命令等に従わない出張)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たり

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第9条から第12条まで、第16条から第20条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現によった経路によって計算する。

2 略

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の

の定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、日額旅費及び市内旅費とする。

2 日額旅費は、第19条に規定する場合について前条の普通旅費に代えて支給する。

3 市内旅費は、第20条に規定する場合について支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現によった経路によって計算する。

2 略

3 旅費計算の出発地及び帰着地は、局とする。
(出張日数等)

第9条 旅費計算上の出張日数は、出張のため現に要した日数による。

第10条 出張中に職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の

支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、旅費請求書に旅費の必要を証明する書類を添えて請求しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の全額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した日の翌日から起算して5日（鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 第1項の旅費請求書は別に定めるものとし、旅費請求書に添付すべき書類はそれぞれの必要な事項を証明するに足る書類とする。

第2章 旅費

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及びこれに類するもの及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に

支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、旅費請求書（第2号様式）に旅費の必要を証明する書類を添えて請求しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の全額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後5日以内に当該出張について旅費の精算をしなければならない。

3 経営企画課長は、前項の規定による精算の結果過不足があった場合には、当該過不足金を追給し、又は戻入しなければならない。

第2章 旅費

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金による。

掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると管理者が認める場合は、この限りでない。

3 公務上特に必要があると管理者が認める場

2 線路による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃を、局の最寄り駅から次に掲げる駅までの旅客運賃の範囲内で支給する。

(1) 県外出張の場合にあつては、出張先における市役所又は役場の最寄り駅

(2) 県内出張の場合にあつては、出張先における最寄り駅

3 急行料金を徴する路程による旅行の場合には、前項に規定する旅客運賃のほか、次の各号のいずれかに該当する旅行に限り、当該各号に掲げる急行料金を支給する。この場合において、急行料金の支給については、一の急行券の有効区間ごとに計算する。

(1) 特別急行列車を運行する路程による旅行で、片道50キロメートル以上のもの 特別急行料金

(2) 普通急行列車を運行する路程による旅行で、片道50キロメートル以上のもの 普通急行料金

4 公務上特に必要があると管理者が認める場

合には、第1項の費用のほか、特別車両料金を支給する。

合には、前2項の規定による旅客運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する。

第12条の2 近畿日本鉄道を利用できる各地（市内を除く。）への出張は、近畿日本鉄道により計算する。ただし、出張命令権者が特に認めた場合については、この限りでない。

第12条の3 次の各号に掲げる地域等に、又は地域等を経由して目的地に出張する場合は、当該各号に定める経路により計算する。ただし、出張命令権者が特に認めた場合については、この限りでない。

(1) 東京都以遠 東京駅までは新幹線鉄道

(2) 大阪市以遠 鶴橋駅までは近畿日本鉄道（次項の規定により名古屋駅経由により計算する場合を除く。）

(3) 名古屋市以遠 名古屋駅までは近畿日本鉄道

(4) 紀勢本線津駅以遠 津駅までは近畿日本鉄道

2 姫路駅以遠へ新幹線鉄道を利用して出張する場合は、名古屋駅経由により計算することができる。

3 大船駅以遠の神奈川県内へ新幹線鉄道を利用して出張する場合は、新横浜駅経由により計算することができる。

第12条の4 路程が片道50キロメートル以上の出張地へ旅行する場合で、鉄道を利用し、又は利用できる場合において、運行する急行列車等に指定席があるときは、これを使用することができる。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると管理者が認める場合は、この限りでない。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運

(船賃)

第13条 船賃の額は、下級の旅客運賃による。

2 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、旅客運賃のほか、現に要した寝台料金を支給する。

(航空賃)

第14条 航空賃は、緊急やむを得ない公務上の必要により航空機を利用する場合には現に支払った旅客運賃を支給する。

2 公務上の必要により別に寝台料金を必要と

賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると管理者が認める場合は、この限りでない。

(その他交通費)

第12条 その他交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

した場合には、旅客運賃のほか、現に要した寝台料金を支給する。

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で支弁することができない場合には実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合にはその区分された路程ごとに通算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメ

ートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、第20条から第22条までの場合は、この限りでない。

第15条の2 市外出張に係る旅費は、別表第1に定める車賃を支給する。

2 前項の車賃は、県内にあつては別表第2に掲げる路程に、県外にあつては現に要した路程によるものとする。

3 第1項の規定により支給される車賃の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(旅行雑費)

第16条 県外の出張の場合における旅行雑費の額は、別表第1の定額による。

2 東京都(特別区の存する地域に限る。)、大阪市又は名古屋市への出張で、次のいずれにも該当するときは、前項の旅行雑費の額に1日につき1,000円を加算した額を支給することができる。

(1) 研修、講習、訓練その他これらに類するもの(以下「研修等」という。)以外の出張であること。

(2) 出張先での移動手段が公共交通機関であること。

(3) 1日につき3箇所以上の出張先があること。

3 前項の旅行雑費の支給は、3日間を限度とする。

4 東京都又は広島県以遠への出張で出張日数が1日のときは、第1項及び第2項の旅行雑

費の額に次の各号に掲げる額を加算した額を支給することができる。

(1) 早朝出発の場合 1,000円

(2) 夜間帰着の場合 1,000円

5 前項第1号の早朝出発とは、午前7時30分以前に局の最寄り駅を出発することを、前項第2号の夜間帰着とは、午後7時以後に局の最寄り駅へ帰着することをいうものとする。

6 県内の出張の場合における旅行雑費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第12条第2項第2号に規定する最寄り駅から出張先までの間において公共交通機関を利用した場合に、その乗車に要する運賃の額に相当する額を支給する。

(2) 公用車を利用した場合は、支給しない。

7 前項第1号の規定に該当する場合は、当該公共交通機関の乗車駅及び降車駅を出張命令個票に明記しなければならない。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条まで

の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る
宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な
諸雑費に充てるための費用とし、その額は、
1夜当たり2,400円とする。

2 前2条の規定により支給される宿泊費又は
包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当す
るときは、宿泊手当の額は、前項の規定にか
かわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに
相当するものが含まれる場合 前項の額の
3分の2に相当する額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するも
のが含まれる場合 前項の額の3分の1に
相当する額

3 出張者が、旅行中自宅（住所又は居所若し
くはこれに相当する場所をいう。）に宿泊す
る場合は、前2項の規定にかかわらず、宿泊
手当は支給しない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費
用（第18条に規定する場合の家族の転居に要
する費用を含む。）とし、その額は、転居の
実態を勘案して次に掲げる方法により算定さ
れる額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合に
は、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、
その中から最も経済的なものを選択すると
きに限り、当該運送に要する額を転居費の

額とする方法

(2) 職員又は家族が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用を除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家

第18条 削除

族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第18条の2 同一都道府県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(日額旅費)

第19条 第7条第2項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 日額旅費の支給を受ける者が日額旅費を支給する出張のほかに普通旅費を支給する出張をした日の出張については、普通旅費を支給する。

3 日額旅費を支給する旅行において、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される日額旅費の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を加給する。

4 日額旅費の額は、当該日額旅費の性質に応

じ第6条第1項に規定する普通旅費についてこの規程で定める基準を超えることができない。

(市内旅費)

第20条 市内出張に係る旅費は、別表第1に定める車賃を支給する。ただし、その路程が4キロメートル未満の場合においては、支給しない。

2 前項本文の車賃に係る路程は、別表第4に掲げるとおりとし、同項ただし書に規定する旅費を支給しない地域は、次の表のとおりとする。

白子町、白子本町、白子駅前、白子一丁目、白子二丁目、白子三丁目、白子四丁目、東旭が丘一丁目、東旭が丘二丁目、東旭が丘三丁目、東旭が丘四丁目、東旭が丘五丁目、東旭が丘六丁目、東旭が丘七丁目、中旭が丘一丁目、中旭が丘二丁目、中旭が丘三丁目、中旭が丘四丁目、南旭が丘一丁目、南旭が丘二丁目、南旭が丘三丁目、寺家町、寺家二丁目、寺家三丁目、寺家四丁目、寺家五丁目、寺家六丁目、寺家七丁目、寺家八丁目、江島本町、南江島町、江島台二丁目

野村町、稲生一丁目、稲生二丁目、稲生三丁目、稲生四丁目、稲生西三丁目、稲生こがね園、稲生塩屋一丁目、稲生塩屋二丁目、稲生塩屋三丁目

3 公共交通機関を利用して市内出張したとき

は、前2項の規定にかかわらず当該公共交通機関の乗車に要する運賃を支給する。

4 前項の規定により公共交通機関を利用して市内出張したときは、当該公共交通機関の乗車駅及び降車駅を出張命令個票に明記しなければならない。

5 市内旅費には宿泊料を支給しない。ただし、業務の都合により宿泊を命ぜられたときは、1夜につき別表第1の宿泊料の2分の1に相当する額を支給する。

第21条 職務の性質上、外勤を常態とする職員の市内出張に係る旅費は、前条の規定にかかわらず支給しない。ただし、その者が属している業務以外の業務に従事したときは、この限りでない。

第22条 市内出張において、特に管理者の指定する場合には、前2条の規定にかかわらず、旅費は支給しない。

第23条 市内及び近隣市町村への上出張に係る旅費は、1箇月ごとに計算して、翌月に支給する。

(退職者等の旅費)

第23条の2 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等

の命令の通達を受け、又はその原因とな
った事実の発生を知った日（イにおいて
「退職等を知った日」という。）にいた
地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内
に出発して当該退職等に伴う旅行をした
場合に限り、出張の例に準じて計算した
退職等を知った日にいた地から旧在勤地
までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合に
は、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧
在勤地とみなして前号の規定に準じて計算
した旅費

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号の規定により支給
する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死
亡地から遺族の居住地までの往復に要する
旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴
任の例に準じて計算した死亡地から新居住
地までの旅費

2 略

(私有自動車による出張の場合の旅費)

第21条 出張命令権者が私有自動車（2輪のもの

の命令の通達を受け、又はその原因とな
った事実の発生を知った日（イにおいて
「退職等を知った日」という。）にいた
地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内
に出発して当該退職等に伴う旅行をした
場合に限り、出張の例に準じて計算した
退職等を知った日にいた地から旧在勤地
までの旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内
に出発して当該退職等に伴う旅行をした場
合に限り、出張の例に準じて計算した退職
等を知った日にいた地から旧在勤地までの
旅費

(遺族の旅費)

第23条の3 第3条第2項第2号の規定により
支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの
往復に要する旅費とする。

2 略

(公用車による出張の場合の旅費)

第24条 出張者が公用車により出張したとき
は、車賃を支給しない。

(私有自動車による出張の場合の旅費)

第25条 管理者が私有自動車（2輪のものを除

のを除く。)による出張を認めた場合には、当該私有自動車による出張に係る旅費（以下「私有自動車賃」という。）を路程に応じ1キロメートル当たり37円の定額により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、私有自動車賃を支給しない。

(1) 前項の路程が4キロメートル未満の場合

(2) 別表第2に掲げる地区への出張の場合

3 第1項の場合において、路程は、市内にあっては別表第3に掲げる路程に、市外にあっては勤務地から目的地までを通算して現に要した路程により計算するものとし、その合計に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 第1項の規定により計算した私有自動車賃の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 私有自動車賃については、旅費計算の出発地及び帰着地は、上下水道局とする。

6 市内出張に係る私有自動車賃の旅費は、1箇月ごとに計算して、翌月に支給する。

第3章 雑則

(旅費の調整)

第22条 管理者は、出張者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該出張における特別の事情により又は出張の性質上この規程による旅費又は通常必要としない旅費を支

く。)による出張を認めるときは、別に定めるものを除き、普通旅費又は特殊旅費の車賃に10分の3を乗じて得た額を加給することができる。

2 前項の場合の路程は、別に定める。

第3章 雑則

(旅費の調整)

第26条 管理者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他当該出張における特別の事情によりまた当該出張の性質上この規程による旅費又は通常必要

給することとなる場合には、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 前項の規定による旅費の調整は、次の各号に定める基準により行う。

(1) 略

(2) 職員が市以外の者から旅費の支給を受ける場合は、正規の旅費額のうち、当該市以外の者から支給される旅費額に相当する額は支給しない。

(3) 職員が通勤用定期乗車券の価額により通勤手当の支給を受けている場合において、旅行の経路に当該通勤手当に係る区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

3 前項第1号の管理者等とは、管理者、副市長、教育長、常勤の監査委員、鈴鹿市議会議

としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 前項の規定による旅費の調整は、次の各号に定める基準により行う。

(1) 職員の職務の級が遡って変更された場合においては、当該職員が既に行った出張の旅費額の増減を行わない。

(2) 略

(3) 出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して出張した場合は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料は支給しない。

(4) 陸路出張において、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道等を利用して行うのが通常の間路であるときは、当該運賃の実費相当額を旅行雑費として支給することができる。

(5) 局の間費以外の間費から旅費が支給される出張にあつては、正規の旅費額のうち、局の間費以外の間費から支給される旅費額に相当する額は支給しない。

3 前項第2号の管理者等とは、管理者、副市長、教育長、常勤の監査委員、鈴鹿市議会議

員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(平成20年鈴鹿市条例第26号) 第2条各号に定める者及び鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和24年鈴鹿市条例第58号) 別表の非常勤職員の区分の欄に掲げる者をいうものとする。

- 4 管理者は、出張者がこの規程による旅費により出張することが当該出張の性質上困難である場合には別に定める旅費を支給することができる。

(在勤庁以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第22条の2 出張命令権者が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める在勤庁以外の場所を出発地又は帰着地として旅行することができる。この場合における旅費の支給額は、在勤庁以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費 (家族移転費のうちこれらに相当する部

員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(平成20年鈴鹿市条例第26号) 第2条各号に定める者及び鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和24年鈴鹿市条例第58号) 別表の非常勤職員の区分の欄に掲げる者をいうものとする。

- 4 管理者は、出張者がこの規程による旅費により出張することが当該出張の性質上困難である場合には必要にして最少の旅費を加給することができる。

(宿泊の基準)

第27条 第6条第7項の規定にかかわらず、局の最寄り駅から第12条の3に規定する経路によって始発の特別急行列車を利用しても会議等の開始時間に目的地へ到達できない場合又は局の最寄り駅へ午後11時までに帰着できない場合は、出張期間前日の宿泊又は出張期間最終日の宿泊を認めるものとする。

分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条第1項、第17条及び第18条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。
(旅費の返納)

第24条 出張者は、この規程に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。

(補則)

第25条 この規程に定めるもののほか、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1 (第13条関係)

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円

(補則)

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

別表第1 (第15条—第17条関係)

区分	車賃 (1kmにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)

岩手県	9,000 円
宮城県	10,000 円
秋田県	11,000 円
山形県	10,000 円
福島県	8,000 円
茨城県	11,000 円
栃木県	10,000 円
群馬県	10,000 円
埼玉県	19,000 円
千葉県	17,000 円
東京都	19,000 円
神奈川県	16,000 円
新潟県	16,000 円
富山県	11,000 円
石川県	9,000 円
福井県	10,000 円
山梨県	12,000 円
長野県	11,000 円
岐阜県	13,000 円
静岡県	9,000 円
愛知県	11,000 円
三重県	9,000 円
滋賀県	11,000 円
京都府	19,000 円
大阪府	13,000 円
兵庫県	12,000 円
奈良県	11,000 円
和歌山県	11,000 円
鳥取県	8,000 円

	29円		
7 級 以上 の職 務の 級に ある 者	29円	公共交通機関の 場合 1,300円 公用車の場合 300円	13,100円
6 級 以下 の職 務の 級に ある 者	29円	公共交通機関の 場合 1,300円 公用車の場合 300円	10,900円

島根県	9,000 円
岡山県	10,000 円
広島県	13,000 円
山口県	8,000 円
徳島県	10,000 円
香川県	15,000 円
愛媛県	10,000 円
高知県	11,000 円
福岡県	18,000 円
佐賀県	11,000 円
長崎県	11,000 円
熊本県	14,000 円
大分県	11,000 円
宮崎県	12,000 円
鹿児島県	12,000 円
沖縄県	11,000 円

別表第2 (第15条の2関係)

区域		路程(往復)
桑名市		66
いなべ市		
桑名郡	木曾岬町	
員弁郡	東員町	
四日市市		32

<u>三重</u> <u>郡</u>	<u>川越</u> <u>町</u>	<u>朝日</u> <u>町</u>	<u>菰野</u> <u>町</u>		
<u>龜山</u> <u>市</u>					<u>34</u>
<u>津市</u>					<u>47</u>
<u>伊賀</u> <u>市</u>					<u>100</u>
<u>名張</u> <u>市</u>					<u>114</u>
<u>松阪</u> <u>市</u>					<u>94</u>
<u>多氣</u> <u>郡</u>	<u>多氣</u> <u>町</u>	<u>明和</u> <u>町</u>			
<u>伊勢</u> <u>市</u>					<u>130</u>
<u>多氣</u> <u>郡</u>	<u>大台</u> <u>町</u>				
<u>度会</u> <u>郡</u>	<u>玉城</u> <u>町</u>	<u>南伊</u> <u>勢町</u>	<u>大紀</u> <u>町</u>	<u>度会</u> <u>町</u>	
<u>鳥羽</u> <u>市</u>					<u>180</u>
<u>志摩</u> <u>市</u>					
<u>尾鷲</u> <u>市</u>					<u>209</u>
<u>北牟</u> <u>婁郡</u>	<u>紀北町</u>				
<u>熊野</u> <u>市</u>					<u>282</u>

別表第2（第21条関係）

白子町、白子本町、白子駅前、白子一丁目、 白子二丁目、白子三丁目、白子四丁目、東 旭が丘一丁目、東旭が丘二丁目、東旭が丘 三丁目、東旭が丘四丁目、東旭が丘五丁目、 東旭が丘六丁目、東旭が丘七丁目、中旭が 丘一丁目、中旭が丘二丁目、中旭が丘三丁 目、中旭が丘四丁目、南旭が丘一丁目、南 旭が丘二丁目、南旭が丘三丁目、寺家町、 寺家二丁目、寺家三丁目、寺家四丁目、寺 家五丁目、寺家六丁目、寺家七丁目、寺家 八丁目、江島本町、南江島町、江島台二丁 目
--

別表第3（第21条関係）

略

南牟婁郡	御浜町	紀宝町		
------	-----	-----	--	--

別表第3（第19条関係）

日額旅費の額	支給条件	支給方法
1日につき宿泊料のほか旅行雑費300円（第26条第1項第3号に規定する場合を除く。）	職員が引き続き2日を超える研修等のため宿泊したとき。	研修等が2日を超える日数について支給する。

別表第4（第20条関係）

略

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日以後に新規程第2条第1号に規定する出張命令権者が新規程第4条第1項に規定する出張命令等を発する出張及び新規程第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する出張について適用し、同日前に改正前の鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程（以下「旧規程」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発した出張及び旧規程第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した出張については、なお従前の例による。ただし、同日前に給規程第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出

出張命令等を発し、かつ、同日以後に新規程第2条第1号に規定する出張命令権者が新規程第4条第3項の規定により当該出張命令等の変更をする出張については、新規程の規定は、当該出張のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新規程第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧規程第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。